

特定秘密保護法案の衆参両院での強行採決に厳重に抗議する

特定秘密保護法案が、衆参両院で強行的に採決され、6日に可決、成立した。11月7日の衆議院での審議開始から、約68時間の審議での強行採決は、小泉政権、第一次安倍政権、民主党政権と比べても極端に短い。福島で開催された公聴会では、参考人全員が反対の意見表明を行った。また、さいたまでの公聴会開催を前日に決め、野党の大半が欠席することとなった。民主的な手続きを無視したやり方で行われた法に、国民の不安は強まるばかりである。

国会審議の中で、「特定秘密保護法」が、私たち医師・歯科医師に、日常診療で把握した患者のプライバシー（病歴・薬物歴・家族歴）情報の提供を強いるものであることが明らかになっている。これは医師・歯科医師の守秘義務に大きく反するもので、たいへん危険な人権侵害に加担することを求めるものである。私たちは、「特定秘密保護法」が、国民の生命を危険に晒すことになる法律であることを強く訴える。

すでに多方面から、「特定秘密」の範囲の曖昧さや一般国民への監視・規制の拡大の危険性等の問題点が挙げられている。日本国憲法に定められる基本的人権や国民主権を阻害し、「国民の自由」と「民主主義」を破壊させていくものである。「有権者である国民に情報を知らせ、その情報を元に様々な政治判断が行える」、このことは民主主義において当然且つ必須なのである。

今後の「特定秘密保護法」に関わる議論においても、情報公開と国民主権に基づいた意見の反映を強く求めるとともに、情報公開法や公文書管理法を改正し、「国民の知る権利」を拡大するよう強く求める。

2013年12月10日

広島県保険医協会

〒732-0825 広島市南区金屋町2番15号広島駅前通マークビル4階

TEL 082-262-5424 FAX 082-262-5427